厚生労働大臣 小宮山洋子 殿厚生科学審議会医薬品制度改正部会委員長 永井良三 殿

薬害肝炎の検証及び再発防止のための薬事行政のあり方検討委員会 「最終提言」に基づく第三者監視評価組織の創設に関する意見書

2011年11月8日

薬害肝炎の検証及び再発防止のための薬事行政のあり方検討委員会 第三者監視評価組織ワーキングチーム

森嶌 昭夫(特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長)チーム座長

泉 祐子(薬害肝炎全国原告団)

大平 勝美(社会福祉法人はばたき福祉事業団理事長)

小野 俊介(東京大学大学院薬学系研究科准教授)

清水 勝(医療法人西城病院理事)

椿 広計(統計数理研究所 リスク解析戦略研究センター長)

西埜 章 (明治大学法科大学院教授)

間宮 清(薬害サリドマイド被害者)

水口真寿美(弁護士)

同委員会元委員

寺野 彰(獨協学園理事長·獨協医科大学名誉学長)委員会座長

大熊由紀子(国際医療福祉大学大学院教授)

清澤 研道 (長野赤十字病院院長)

坂田 和江 (薬害肝炎全国原告団)

清水 勝 (医療法人西城病院理事)

友池 仁暢 (榊原記念病院病院長)

花井 十伍 (特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権理事)

堀内 龍也 (群馬大学名誉教授)

山口 拓洋 (東北大学大学院医学系研究科医学統計学教授)

事務連絡先 水口真寿美

三多摩法律事務所 電話 042-524-4321 • FAX042-524-4093

1 はじめに

私たちは、「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり 方検討委員会」(以下、「薬害肝炎検証再発防止委員会」)内に設置された ワーキングチーム及び同委員会の元委員です。

「薬害肝炎検証再発防止委員会」は、薬害肝炎事件の発生及び被害拡大の経過及び原因等の実態について、多方面からの検証を行い、再発防止のための医薬品行政の見直し等について提言することを目的として、2008年に厚生労働省大臣と薬害肝炎全国原告団・全国弁護団の基本合意書等に基づいて設置され、2年間議論を経た後、2010年4月28日に「最終提言」を公表しました。

この最終提言の中で、委員会は、「厚生労働省はもとより、政府全体が、迅速かつ真摯に、本提言の実現に取り組むことを強く求める。」と記し、最終回に出席された厚生労働大臣は提言の速やかな実現に向けた努力をする旨の発言をされています。私たち薬害肝炎検証再発防止委員会元委員は、委員会終了後も、薬害再発防止に向けた最終提言の実現について強い関心を寄せております。

ところが、「最終提言」の実行のために必要な薬事法改正を行うために設置された厚生科学審議会医薬品制度改正部会の審議においては、最終提言の議論が充分に反映されておらず、このままでは最終提言が目指した薬害再発防止を実現し難いのではないかという審議箇所が見受けられます。

とりわけ、第三者監視評価組織を審議会の下部組織とすることについては、 第三者組織の独立性・公正性に関わる本質的な問題があり、薬害再発防止に 迅速かつ効果的な機能を発揮しないのではないかと危惧いたします。

そこで、効果的な第三者監視評価組織をどのような組織とすべきかを議論するために委員会内に設置したワーキングチーム及びその呼びかけに賛同した薬害肝炎検証再発防止委員会元委員として、第三者監視評価組織に関して、以下のような意見書を提出させていただきます。

2 第三者監視評価組織に関する提言のとりまとめに至る経過と内容

薬害肝炎検証再発防止委員会最終提言では、薬害の発生及び拡大を未然に 防止するため、医薬品行政機関とその活動に対して監視及び評価を行うこと を目的する新たな機関として第三者監視評価組織の創設を提言しました。 最終提言の具体的な内容は、別紙のとおりであり、①目的と特性、②権能、 ③組織の位置づけ、④委員及び事務局、⑤第三者組織の見直しについて詳細 に定めております。

提言のとりまとめに当たっては、委員会内にワーキンググループを設置したうえで多角的な検討を行い、本体の委員会においても議論を重ねました。

議論の中心的な課題は、薬事行政全般にわたる監視評価機能を果たすために、「独立性」と「専門性」「機動性」を備える組織をどのような組織とするか、そして、その組織の運営形態をどのようなものにするかという点でした。組織及び運営形態については、現下の行政改革のもとで実現可能であるかどうかも十分に検討いたしました。

厚生労働省の薬事行政を公正な立場から監視し評価する第三者組織が「独立性」を確保するには、「庁」と同格の独立の行政組織(国家行政組織法第三条に規定する委員会。以下、「三条委員会」と言います)として設置することが理想的です。

しかし、最終提言が早急に実現されることが喫緊の課題であるという観点から、最終提言は、当面の対応として、「独立性」を備える第三者組織を、厚生労働省に設置する委員会・審議会(国家行政組織法第八条に規定する委員会。以下、「八条委員会」と言います)として設置することとして提案しました。

これはあくまでも第三者組織の実現可能性を優先的に考慮した結果です。 「検討委員会は、中立公正な立場から厳正に医薬品行政と医薬品の安全性に ついて監視・評価を行う第三者組織は厚生労働省から独立した組織であるこ とが望ましいと考える」けれども、「一刻も早く監視評価組織を実現すると いう観点から」(最終提言 71 頁)、厚生労働省に設置することを提言したので した。

そして、厚生労働省から独立して中立公正に監視評価機能を果たせるように、第三者組織の委員の人選手続、任命、事務局の設置部局(例えば、大臣官房に設置する)、人材配置、予算の確保等において、既存の審議会等とは異なる新たな仕組みを作ることを提言しています。特に、既存の薬事・食品衛生審議会とは第三者組織の役割機能は異なるので別個の組織とすべきであるとしています。

3 医薬品制度改正部会における事務局提案

現在、厚生科学審議会医薬品制度改正部会では、第三者監視評価組織の創設を、厚生科学審議会に部会として新設することをもって行うという案が事務局から提案されております。その理由として、基本的政策型審議会等は新設しないという閣議決定(平成11年4月27日「審議会等の整理合理化に関する基本計画」)を踏まえると、既存の厚生労働省内の基本的政策型審議会(社会保障審議会又は厚生科学審議会)で対応せざるをえないという説明がなされています。

しかし、この説明は、審議会等の整理合理化の閣議決定との関係で、第三者組織を既存の審議会のもとに部会として設置するということを述べただけで、事務局が示した「第三者組織の姿」からは、「薬害を二度と発生させないという誓いのもとに」、「独立性」「専門性」「機動性」を備え、薬事行政を中立公正な第三者的立場から監視評価する組織が出来るとは想像がつきません。

薬事法改正の目的は医薬品の安全の確保であり、その大きな柱の一つが第 三者組織であるはずです。既存の審議会の下に部会を設置することによって、 「独立性」「専門性」「機動性」をもった監視評価組織ができるのか、私た ちは危惧しています。

4 厚生科学審議会の部会とすることでは薬害再発防止はできない

(1) 厚生科学審議会には監視評価権限はない

厚生科学審議会は、厚生労働省設置法8条の適用を受けますが、同条は、 「厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚牛労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
- イ 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に 関する重要事項
- ロ 公衆衛生に関する重要事項
- 二 前号口に掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意 見を述べること。」と規定しています。

要するに、大臣から諮問された事項に関して調査審議することと、公衆衛生に関して重要事項に関する意見具申をする権限しかなく、医薬品の安全について情報を収集したり、患者から寄せられた副作用情報について薬事当局に調査を依頼する権限などありません。オンブズマン的な機能はなく、そのためのスタッフも用意されていません。エイズや薬害肝炎などの経験から第

三者組織が提案され、薬事行政の信頼回復のために検討会の最終提案が出されていることを思い起こしていただきたいと思います。

第三者監視評価組織の機能の本質は、諮問の有無にかかわらず自ら発議して、「監視・評価」し、「提言・勧告」をするところにありますが、このような権限は厚生科学審議会にはないのです。意見具申と提言・勧告を同視することはできません)。第三者組織が中立公正な「専門的」立場から必要と判断したときに「機動的」に薬事行政を監視・評価することによって薬害再発を防止するというのが第三者組織の目的ですから、そのような機能が果たせないような組織を作ることは無意味です。

事務局についても、厚生科学課が担当する審議会の一つとして扱ったのでは、第三者監視評価組織は本来の役割を果たすことはできません。検討会が提言したような審議会とは別個の予算と人員を配置する必要があります。

(2) 部会の独立性は担保されていない

第三者組織を厚生科学審議会の下に置かれる一部会とするという位置づけをする場合には、厚生科学審議会運営規定第4条によって「部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる」と記載され、会長の同意がなければ、審議会の決議とすることができないことになります。

これでは、部会としての第三者委員会としての独立性が担保されていないだけでなく、機動性についても問題があります。いずれにしても、検討会では、これらの諸問題を検討したうえで、第三者組織を独立した三条行政機関とすることは難しいことから、当面八条機関として委員会・審議会という形をとるにしても、既存の厚生労働省の審議会とは別個の組織とすべきだということを提案したのでした。安易に審議会の部会とすることは厚生行政に対する信頼の回復を害することになるのではないかと恐れます。

(3) 閣議決定の理解に問題がある

そもそも、閣議決定は、合理化の目的について「審議会等(国家行政組織 法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の審議会等をいう。以下 同じ。)については、いわゆる隠れみのになっているのではとの批判を招い たり、縦割り行政を助長しているなどの弊害を指摘されているところである。 こうした問題点を解決し、行政責任を明確にするため、基本法及び最終報告 等に基づき、次のとおり整理合理化を行う。」と明記しております。

この目的に照らせば、薬事行政の抜本的改革の一貫として行う第三者監視

評価組織の創設が閣議決定に抵触するというだけで、検討会の最終提言が示した特別の第三者組織設立案を無視することはできないはずです。

現に平成11年の閣議決定後にも、消費者庁や消費者委員会が創設され、 厚生労働省の八条委員会として、がん対策協議会、肝炎対策推進協議会が新 設されており、必要性の高い委員会等については、閣議決定にかかわらず新 設は可能なはずです。

薬害肝炎検証再発防止委員会では、組織の問題として、第三者監視評価組織の創設に止まらず、医薬品庁の創設さえも議論されました。事務局は、当初から、薬事行政を所掌する組織のあり方をどうするかを論点として掲げ、本省とPMDAを一本化して医薬品庁を創設する構想をA案、現行のままとする構想をB案として整理しました。そして、委員会に毎回のように出席しておられた厚生労働大臣も、検証委員会が既存の枠組みに縛られずに新しい組織案を提案することを前提しておられたのです。当然のことながら、第三者組織監視評価組織について、事務局から、閣議決定との関係で、審議会等の新設は困難であるという指摘はありませんでした。

5 まとめ

以上、提案した第三者監視評価組織について、薬害再発防止という観点に立って組織の新設を検討されれば、厚生科学審議会の部会とすることが適当でないことがお分かりいただけると思います。

委員会において、薬害肝炎検証再発防止委員会が各界の意見を徴しながら 薬害再発防止を求めて真摯に討議した結果についてご検討いただきたいと思 います。最終提言に記載のとおり、私たちは、第三者組織を既存の審議会と は別個の独立した審議会・委員会として創設し、この組織に法律上一定の調 査・意見具申・勧告などについての権限を与えることが必要であると考えて います。そして、そのような薬事法改正によって薬事行政に対する国民の信 頼が回復していくであろうことを期待しています。

以上